

さ情審査答申第237号  
令和5年4月27日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

令和4年10月24日付けで貴職から受けた、「令和3年8月27日付回答8に、「質問事項3にて回答のとおりです（以下「本件対象個人情報」という。）」と記載されていますが、質問3と質問8は、質問内容が全く異なるので訂正を求めます。同時に質問8に対する回答を求めます。」の不訂正決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年1月21日付け教学教人第3282号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第25条第1項に基づく本件対象個人情報の訂正請求に対して実施機関が行った本件処分について、本件対象個人情報の訂正を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

（省略）

#### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

##### (1) 本件処分内容及び理由

令和3年12月27日付けで、審査請求人より、「令和3年8月27日付回答8に「質問事項3にて回答のとおりです」と記載されていますが、

質問3と質問8は、質問内容が全く異なるので訂正を求めます。」「同時に質問8に対する回答を求めます。」という内容の、個人情報訂正等請求書が提出された。

教職員人事課では、個人情報訂正請求に係る個人情報の名称又は内容に記載されている通り、令和3年8月27日付 審査請求人代理人宛回答文書「質問事項への回答について」の個別フォルダ内の文書を特定した。また、特定した文書の内容について、当該文書は、令和3年7月7日付「ご連絡」にて依頼のあった質問事項に対する学校としての回答であり、回答そのものに誤りがあると認められないため、当該個人情報は不訂正とする決定を行った。

#### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は「質問3で聞いているのは個別指導計画を作成しなかった理由である」「質問8で聞いているのは保護者が質問しているのに、説明しなかった理由である,」「会議で保護者が面と向かって質問したのに、なぜ知っていることを誰も答えなかったのか、質問8ではその理由を聞いている」と主張している。

教職員人事課では、「(1) 本件処分内容及び理由」で述べたとおり、令和3年8月27日付 審査請求人代理人宛回答文書「質問事項への回答について」の個別フォルダ内の文書を特定した。しかし、教職員人事課では、当該文書は学校としての回答であり、回答そのものに含まれる個人情報に誤りがあると認められないため、当該個人情報を訂正しなかった。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

審査請求人が訂正を求めた本件対象個人情報は、実施機関が作成した令和3年8月27日付け審査請求人代理人宛回答文書の別紙「質問事項への回答について」の、「8 質問事項3にて回答のとおりです。」の部分である。

実施機関は、依頼のあった質問事項に対する学校としての回答であり、回答そのものに誤りがあると認められないため、当該個人情報は訂正しないとする不訂正等決定を行った。

審査請求人は、質問3と質問8は、質問内容が全く異なるのに、「質問事項3にて回答のとおりです」と回答してきたことは、意図的に不都合なことを回答しないようにしているものと考えられるため、当初の回答を訂正すべきである。同時に質問8に対する回答を求める、として本件対象個人情報の訂正を求めて審査請求したものである。

#### 2 本件処分の当否について

##### (1) 条例の規定について

条例第24条第1項は、「何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報について、事実と異なると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と規定している。

また、条例第25条第1項は、「訂正等の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。(1) 氏名及び住所 (2) 訂正等の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項 (3) 訂正等を求める内容及び根拠 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項」と規定している。

(2) 審査請求人は、審査請求の理由中において、①保護者が審査請求人の特性をどのように伝えればいいのか学校側に直接聞いたにもかかわらず、引継ぎを受けて知っていることを保護者に説明しないのは、隠ぺい、不作為であり、安全配慮義務違反に当たると考えている。当初「質問事項3にて回答のとおりです」と回答してきたことは、このような不都合なことがあったためと考えているため審査請求します。②再回答は、審査請求人の特性の伝え方を質問したのに、引継ぎを受けて知っていた個別の指導計画のことを説明しなかった理由を未だに当該学校が回答していない。知っていることを聞かれているのに回答しないのは、隠ぺいしているというのだと考えています。と主張している。

(3) 上記のように、審査請求人は審査請求した理由について縷々主張しているが、本件対象個人情報のどの箇所をどのように訂正するのか、その内容について具体的に主張していない。また、審査請求の趣旨においては、「同時に質問8に対する回答を求めます」と主張するだけであり、どのような内容に個人情報を訂正するのかについては述べられていない。

すなわち、本件審査請求は、訂正等を求める内容が明示されていない請求である。

よって、本件対象個人情報を不訂正とした実施機関の本件処分は妥当である。

(4) 審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年10月24日	諮問の受理（諮問第578号）
②	令和 5年 1月19日	審議
③	令和 5年 2月16日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 3月16日	実施機関からの意見陳述及び審議
⑤	令和 5年 4月20日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)